

議案 1

兵庫県子ども・子育て会議運営規程の一部改正について

兵庫県子ども・子育て会議運営規程の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(部会)

第 7 条 兵庫県子ども・子育て会議に、専門の事項を調査審議する必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員及び臨時委員のうちから、会長が指名する。

5 部会長の職務及び部会の会議については、兵庫県子ども・子育て会議条例第 4 条第 3 項及び第 5 条の規程を準用する。

6 第 2 条から第 6 条までの規定は、部会の運営について準用する。この場合において、「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附則

この規程は、平成 25 年 12 月 18 日から施行する。

兵庫県子ども・子育て会議教育・保育需給検討部会の設置について（案）

平成 25 年 12 月 日
兵庫県子ども・子育て会議

1 設置

子ども・子育て支援法において、審議会その他の合議制機関の意見を聴いて定めることとされている県子ども・子育て支援事業支援計画の区域、各年度の需給計画等について検討を行うため、兵庫県子ども・子育て会議運営規程第7条の規定に基づき、教育・保育需給検討部会を置く。

2 検討事項

部会の検討事項は以下のとおりとする。

- (1) 県子ども・子育て支援事業支援計画において県が定める需給計画の単位となる区域
- (2) 県設定区域での教育・保育の各年度の必要な量の見込みと、その確保の内容及び実施時期
- (3) 認定こども園の認可、認定を行う数
- (4) 保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の必要見込人数
- (5) その他必要な事項

3 庶務

部会の庶務は、健康福祉部こども局児童課において処理する。

4 その他

前各項及び兵庫県子ども・子育て会議運営規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

兵庫県子ども・子育て会議運営規程(改正案)

(目的)

第1条 この規程は、兵庫県子ども・子育て会議条例(平成25年兵庫県条例第23号)第6条の規定により、兵庫県子ども・子育て会議の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、その開催期日の7日前までに委員及び議事に関係のある臨時委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(会議の公開)

第3条 会議は公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

- (1)情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号)第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
 - (2)会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録)

第4条 会議を開いたときは、議事の概要を作成する。

- 2 議事の概要は公開する。なお、公開にあたっては、個人情報の保護に留意するとともに、前条第1項ただし書きに該当する事項は除く。

(代理出席)

第5条 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、委員は、会議が開かれる前に委任状(様式第1号)を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人の行為を委員の行為とみなす。
- 3 前2項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。

(委員及び議事に関係のある臨時委員以外の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員及び議事に関係のある臨時委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

第7条 兵庫県子ども・子育て会議に、専門の事項を調査審議する必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員及び臨時委員のうちから、会長が指名する。

5 部会長の職務及び部会の会議については、兵庫県子ども・子育て会議条例第4条第3項及び第5条の規程を準用する。

6 第2条から第6条までの規定は、部会の運営について準用する。この場合において、「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 9 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

(様式第1号)

委任状

平成 年 月 日

兵庫県子ども・子育て会議会長
様

(申請者)

住 所 _____

所属・役職名 _____

氏 名 _____ 印

私は、兵庫県子ども・子育て会議運営規程第5条の規定に基づき、下記の者を代理人と定め、平成 年 月 日開催の兵庫県子ども・子育て会議に関する職務を委任します。

記

(代理人)

住 所 _____

所属・役職名 _____

氏 名 _____ 印

新ひょうご子ども未来プラン(次期計画)及び
 県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について

1 審議方法

新ひょうご子ども未来プラン(次期計画)と県子ども・子育て支援事業支援計画を一体的に策定するにあたり、関係する審議会等との役割分担のもと議論を行い、その検討結果を含め子ども・子育て会議で調査・審議する。

なお、県区域の設定や各年度の需給計画などについては、専門的な知見を有する学識経験者等による「教育・保育需給検討部会」(仮称)を設置し、素案の整理を行った上で、本会議で調査審議する。

<本会議・部会の開催と、未来プラン・支援事業支援計画策定のイメージ>



2 部会等の審議事項

(1) 子ども・子育て会議 教育・保育需給検討部会（事務局：児童課）

区域

- ・県が定める需給計画の単位となる区域

各年度の需給計画等

- ・県設定区域での教育・保育の各年度の必要な量の見込みと、その確保の内容及び実施時期
- ・認定こども園の認可、認定を行う数（必要な量の見込とそれに加える県計画で定める数）
- ・保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の必要見込人数

(2) 社会福祉審議会児童福祉専門分科会（事務局：児童課）

児童虐待防止対策の充実

- ・児童相談所の体制の強化
- ・市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進
- ・妊婦や子育て家庭の相談体制の整備
- ・児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

社会的養護体制の充実

- ・家庭的養護の推進
- ・専門的ケアの充実及び人材の確保・育成
- ・自立支援の充実
- ・家庭支援及び地域支援の充実
- ・子どもの権利擁護の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

(3) 障害福祉審議会、特別支援教育推進計画第二次検討委員会

（事務局：障害福祉課・教育委員会特別支援教育課）

障害児施策の充実

- ・兵庫県立こども発達支援センターの運営
- ・児童発達支援、放課後デイサービスの充実
- ・重症心身障害児・者に対する支援の充実

特別支援教育の充実

- ・一人一人の多様な教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実
- ・すべての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上
- ・早期から支えつなく相談・支援体制づくり

子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた市町ニーズ調査の実施状況

資料2

(基準日:平成25年11月1日)

県民局	市町名	1 12歳未満人口 (H22国勢調査)	2 配布部数		3 調査実施時期								4 ニーズ調査結果の単純集計 の終了(予定)時期				備考	
					(1) 調査票配布時期			(2) 調査票回収時期										
					未就学児	就学児	9~10月	11~12月	1月以降	回収済	11月中	12月中	1月以降	11月中	12月中	1月中		2月以降
神戸	神戸市	154,301	41,864	20,940	20,924													就学児本人が回答する調査項目あり
阪神南	尼崎市	42,940	4,000	2,000	2,000													
	西宮市	57,932	6,300	4,800	1,500													就学児本人が回答する調査項目あり
	芦屋市	10,240	3,500	2,250	1,250													
阪神北	伊丹市	23,508	4,000	2,000	2,000													
	宝塚市	25,593	4,395	3,267	1,128													
	川西市	17,048	3,000	3,000	-													放課後児童クラブについては、別途検討中
	三田市	11,777	2,500	1,500	1,000													
	猪名川町	4,013	1,800	900	900													
東播磨	明石市	31,477	6,480	3,080	3,400													
	加古川市	30,640	4,000	4,000	-													放課後児童クラブについては、別途実施済み
	高砂市	10,499	3,182	2,153	1,029													
	稲美町	3,250	2,500	1,200	1,300													
	播磨町	3,689	4,300	2,000	2,300													
北播磨	西脇市	4,546	3,000	2,000	1,000													
	三木市	7,793	3,489	2,689	800													
	小野市	6,011	4,500	2,200	2,300													
	加西市	4,700	2,000	1,200	800													
	加東市	4,633	2,000	1,200	800													
	多可町	2,413	1,360	440	920													
中播磨	姫路市	62,721	7,500	5,500	2,000													
	神河町	1,204	600	300	300													
	市川町	1,185	900	450	450													
	福崎町	2,144	1,460	830	630													
西播磨	相生市	2,739	2,000	1,500	500													
	赤穂市	5,358	4,000	2,000	2,000													
	宍粟市	4,411	2,440	1,440	1,000													
	たつの市	8,656	2,020	1,200	820													
	太子町	4,705	3,800	2,500	1,300													
	上郡町	1,522	1,600	800	800													
	佐用町	1,614	1,300	800	500													
但馬	豊岡市	9,206	4,000	2,000	2,000													
	養父市	2,505	1,479	804	675													
	朝来市	3,306	3,242	1,620	1,622													
	香美町	1,861	800	800	-													放課後児童クラブについては、別途実施済み
	新温泉町	1,518	1,200	600	600													
丹波	篠山市	4,125	2,554	1,220	1,334													
	丹波市	7,250	2,000	1,000	1,000													
淡路	洲本市	4,730	2,119	1,535	584													
	南あわじ市	4,885	1,200	1,000	200													
	淡路市	4,130	2,300	1,600	700													
合計		596,778	156,684	92,318	64,366	12	27	2	6	13	18	4	3	21	13	4		

【小学校就学前の乳幼児の保護者様用】

子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査

～みなさんのお声が、明石の子ども・子育て支援のさらなる充実へとつながります～

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、市政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

明石市では、「みんなで子育て 子どもが輝き 夢育つまち あかし」を目指して、さまざまな子育て支援に関する取り組みを進めております。

このたび、平成24年8月に成立しました子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援の制度（以下「子ども・子育て支援新制度」といいます。）の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間の一期とする「子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27～31年度）」を策定することとなりました。

この計画を策定するにあたり、市民の皆様の教育や保育、子育て支援に関するサービスの現在の利用状況や今後の利用希望等を把握するため、本調査を実施させていただきます。

お答えは、すべて無記名となっておりますので、個人が特定されたり、他の目的に使用することはございません。

ご多忙のこととは存じますが、調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

平成25年11月

明石市長 泉 房穂

1 調査の対象者

小学校就学前の乳幼児（0歳～5歳 3,080人無作為抽出）

平成25年11月1日現在の住民基本台帳から抽出しています。

2 お送りしているもの

(1)ニーズ調査票 (2)返信用封筒

3 ご記入にあたってのお願い（回答は、平成25年11月1日現在の状況でご記入ください。）

- ・ご回答は、宛名のお子さんの保護者が、ご記入ください。
- ・調査票の頁数が多くありますが、回答していただく方を限定している設問もありますので、最終頁までご回答くださいますようよろしくお願いいたします。
- ・番号を選ぶところでは、当てはまる項目の番号を、指定の数だけで囲んでください。
- ・時刻を記入するところでは、当てはまる時間を、24時間表記で記載してください。

（例）9時～18時まで

- ・ご記入いただいた調査票は、同封いたしました返信用封筒に入れて、

12月17日（火）までにご返送ください。（切手は不要です。）

- ・調査内容についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】明石市こども未来部こども育成室 電話：（078）918-5250

企画調整担当 FAX：（078）918-5



「子ども・子育て支援新制度」の趣旨・考え方

子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。

子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。

子ども・子育て支援は、以上のような考え方をもとに、保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです。

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を目指しています。

今回のニーズ調査の実施におきましては、

住民基本台帳から0～5歳児のお子さまのおられる家庭を無作為に抽出し、調査票を送付したものの小学生のお子さまがおられる家庭を対象として、小学校を通じて調査票を配布したものの2通りがございます。

と の両方の調査票が届いたご家庭におかれましては、お手数ですが両方の調査票へのご回答をお願いいたします。なお、両方の調査票へのご回答が難しい方につきましては、**左肩に「小学校就学前の乳幼児の保護者様用」と記載された調査票へのご回答、ご返送**をお願いいたします。

参 考

平成24年度に実施しました「就学前教育・保育に関するアンケート調査」の結果を踏まえ、平成26年度において下記の取り組みを行なうこととしています。

- (1) 市立幼稚園における「3歳児保育」の試行（2園）
- (2) 市立幼稚園における「預かり保育」実施園の拡大（2園 9園）

新ひょうご子ども未来プラン プログラム 2014 検討素材

1 待機児童の解消

増大する保育需要に対応するため、小規模保育の活用等により、早期に待機児童を解消するとともに、就学後を含む保育の量をさらに確保する。

(1) 保育所等の整備

増大する保育ニーズに対応するため、安心こども基金等を活用し保育所等を整備する。

- ・ 保育所緊急整備事業
- ・ 小規模保育事業（分園を含む）
- ・ 認定こども園整備事業 等

(2) 小規模児童クラブの推進

幼稚園、保育所等を活用した放課後児童クラブの開設を支援し、待機児童対策とニーズのある全小学校区での開設を促進する。

(3) 潜在保育士等に対する就職支援

潜在保育士に対する現場復帰に必要な実習等を行うほか、保育士養成学校の在学生等への説明会の開催や、職場環境の改善に向け、保育所経営者等を対象とした労務管理研修を実施する。

2 多様な保育ニーズへの対応と保育の質の向上

子育て環境の充実に向け、待機児童の解消はもとより、幼児教育・保育の質向上のほか、放課後対策の充実を推進する。

(1) 表彰制度等の創設

ア 保育の質向上への取組

保育現場の意識を高めるため、保育の質向上に積極的に取り組む保育所・認定こども園に対する表彰制度や、第三者評価や保護者への満足度調査を通じた優良施設を認証する手法について検討委員会を設置し、検討する。

(2) 兵庫型放課後児童対策の推進

ア 「児童クラブ」と「子ども教室」の連携、一体的運用の推進

すべての児童を対象に、安全で健やかな放課後の居場所づくりを推進するため、「児童クラブ」と「子ども教室」の連携あるいは一体的実施を推進する。

イ 放課後児童クラブ研修ガイドラインの策定

新制度実施後の放課後児童クラブ指導員の資質向上のため、研修ガイドライン（研修体系、モデルプログラム等）を策定する。

(3) こどもの館幼児教育センターの新展開

ア 幼児期における自然体験活動の促進に向けた実践研究

未就学児童対象の「森のようちえん(仮称)」を開設し、自然体験活動を行う中で、親子の居場所づくりやネグレクト等の防止に向けた実践活動プログラムの開発と市町への提案を行う。

イ 幼児教育の充実に資する調査研究

幼児教育・児童虐待等の現代的課題の研究や、認定こども園、幼稚園、児童館などと連携した実践的研究のほか、市町の幼児相談担当者や児童厚生施設職員等向けの研修会を開催する。

3 出会い・結婚、出産、子育てにやさしい社会づくり

これまで進めてきた出会い・結婚支援や子育て不安の解消等の施策の充実に努めるとともに、未婚化・晩婚化への対応や子育てしやすい環境づくりに向けた施策展開を図る。

(1) 出会い・結婚支援の展開

ア 大学生のライフプラン形成の推進

出会い・結婚、出産、子育てを自らの将来設計に組み込むよう気運醸成を図る。

(2) 楽しい子育て

ア モデルひろばの発掘・発信

子育て不安の解消に取り組むまちの子育てひろばについて、祖父母や学校などと連携する地域活性化の好事例を発掘してPRする。

イ 結婚・出産・子育て体験の発信

結婚、出産、子育ての共感を伝えるため、体験談を募集、コンクールを開催し、発信する。

(3) 産後うつ対策の充実

ア 産後ケアセンターの整備及び人材の養成

産後うつの発生リスク低減及び育児サポート促進のため、助産所に宿泊、デイサービス、家庭訪問の機能を備えた産後ケアセンターの整備や人材育成を行う。

4 子どもの安全・安心の確保

学習遅滞児が多く入所する児童養護施設の子どもへの学習支援を行うとともに、退所児童の実態調査を実施する。

(1) 児童養護施設に入所している子どもへの学習支援

入所している子どもへの学習指導を補助するため、教員OB等を学習支援補助等のボランティアとして活用し、子どもの基礎学力を強化する。

(2) 施設退所児童への支援

高校卒業により施設を退所した子どもの実態調査を行い、その調査結果により課題を抽出し、今後の支援策について具体的な検討を行う。

(3) 子どもの貧困対策の推進

生活保護世帯の子どもに対する学習支援、また、生活困窮者の自立促進支援を通

じた子どもの貧困解消を進める。

5 仕事と生活のバランス

県内では、約6万人の女性が就業を希望しており、一方で、男性労働者の育児休業取得の阻害要因に職場の雰囲気などが含まれることから、男女がともに、子育てに積極的に関わりながら、仕事にもいきいきと取り組めるよう環境整備を進める。

(1) 女性の活躍促進

ア 女性就業相談室の機能充実

出産や育児等で離職した女性の再就業を支援する女性就業相談室において、利用者ニーズの高いキャリアコンサルタントによる個別相談の実施回数を増やすなど、機能の充実を図る。

(2) 男性の家事・育児参加促進

ア 男性の育児休業取得促進

男性労働者が子育てに専念している事例の情報発信など、男性労働者が希望すれば育児休業を取得できる職場環境づくりを推進する。

イ 父親の子育て参加促進

地域で開催している「お父さん応援講座」を職域にも拡大し、父親の子育て参加の促進を図る。

(3) 子育てと仕事の両立支援

ワーク・ライフ・バランス(WLB)に取り組む企業を県下全域に広げるとともに、継続的にWLBの向上に取り組む企業を増加させるなど、WLB推進企業の量的拡大と質的向上に取り組むことにより、子育てと仕事の両立を支援する。

6 豊かな人間性を育む教育の場づくり

豊かな人間性や社会性、幅広い地域や教養を身につけることができるよう、様々な機会を設け、子どもや若者の成長をサポートする。

(1) 幼児期における環境学習の促進

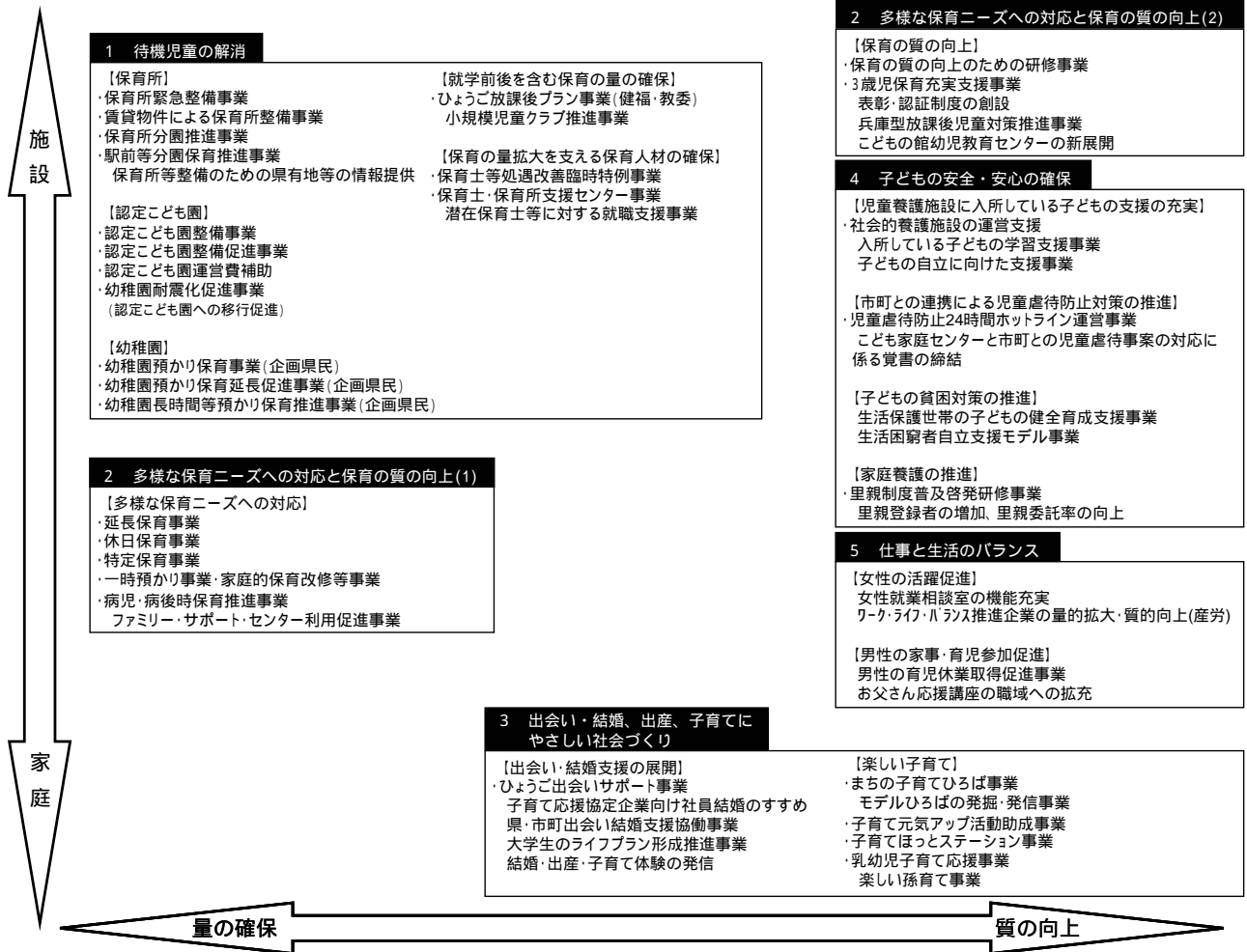
幼稚園・保育所における環境学習を展開、普及するなど、幼児期における環境学習の促進を図る。

(2) 育ちの中でのふるさと体験の促進

子どもの頃から、身近な地域での社会体験や豊かな自然や文化に触れる体験の機会を提供する取組を支援するなど、育ちの過程においてふるさと意識を育む取組を推進する。

【参考資料】

主な少子対策・子育て支援施策 (が新規・拡充)



【待機児童の推移】

年度	21	22	23	24	25
児童数(人)	905	997	1,071	927	802

各年度4/1現在

【こどもの施設利用の状況】

(単位: %)

	保育所		認定 こども園	幼稚園	放課後 児童クラ	計
	認可	認可外				
0～2才	20.6	4.1	1.8	-	-	26.5
3～5才	35.9	4.9	10.7	42.0	-	93.6
小1～小3	-	-	-	-	23.1	23.1

平成25年度児童課調査

保育所待機児童数は2年連続減少しているものの、本年4月1日現在802人(11市)と依然高い水準にある。

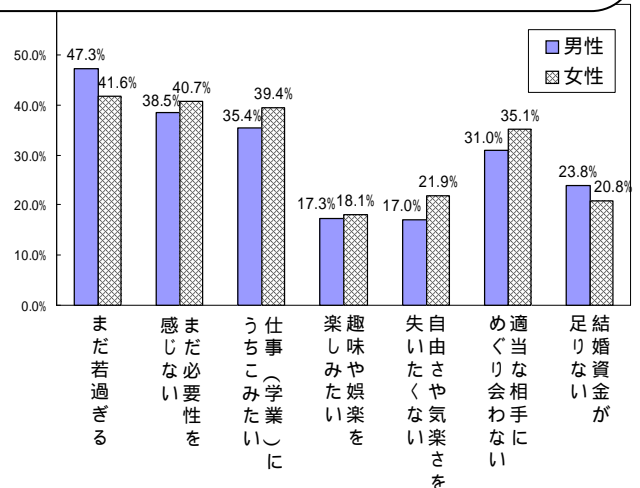
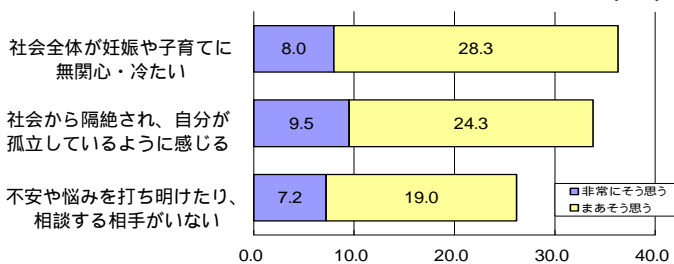
3～5歳児の保育所利用者割合は約41%に対し、小1～小3の放課後児童クラブ利用児童は約23%であり、“小1の壁”が伺える。

0～2歳児では約73%、3～5歳児では、幼稚園利用児を含めると約半数が自宅で育児。

	以下	
待機児童の解消や幼児教育と保育の質の向上	44.8%	40.5%
育児休業制度の普及促進や、子育て女性等の継続就業・再就職支援	38.5%	30.4%
妊娠・出産に関する支援	33.8%	33.1%
放課後対策の充実	26.2%	34.8%

平成25年度県民モニター「第1回アンケート調査」から

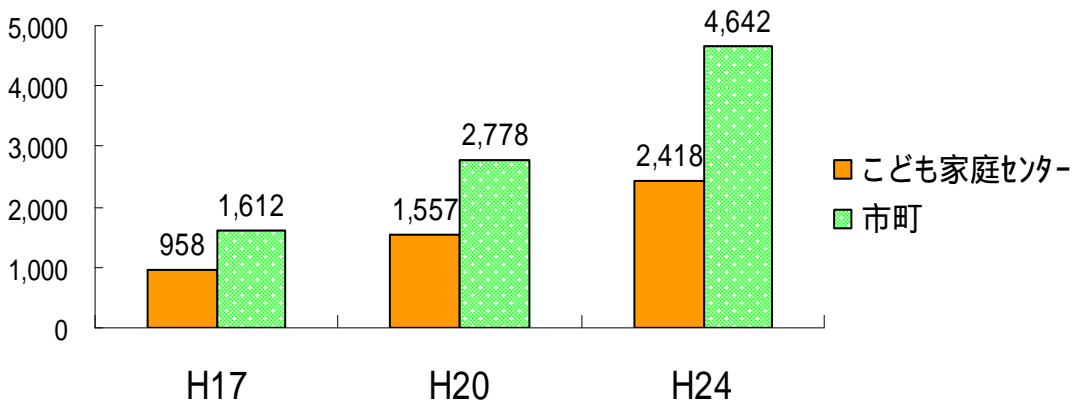
【妊娠中又は子育て中の母親が持つ周囲や社会の印象】(%)



国立社会保障・人口問題研究所
平成23年「第14回 出生動向基本調査(独身者調査)」

待機児童解消や幼児教育・保育の質向上のほか、放課後対策の充実を求める割合が高い。「社会が妊娠・子育てに無関心」「自分が孤立している」と感じる妊婦・母親が3割以上。独身の理由として「結婚の必要性を感じない」「趣味等を楽しみたい」と考える若者が多い。

【児童虐待相談件数】



【措置児童内訳】

(25年3月31日現在)

児童養護施設	乳児院	里親等		計
		里親	ファミリーホーム	
962	98	98	1	1159

県児童課調査

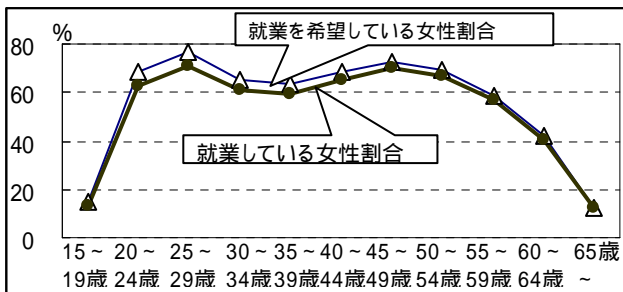
【学習遅滞児童数(県下児童養護施設)】(25年3月31日現在)

区分	小学生	中学生	高校生	計
不振	60	56	13	129
遅滞	64	43	29	136
障害	40	33	27	100
計(割合)	164(42%)	132(61%)	69(45%)	365(48%)
全児童数	391	216	152	759

業務基本統計調査(県児童養護連絡協議会)

24年度の児童虐待相談件数は、県と市町いずれも過去最高である。
児童養護施設入所児童のうち、学習遅滞児(障害児を含む)は、全体の半数近くを占める。

【女性の就業希望割合】



【男性労働者が育児休業を取得しなかった理由】

理由	割合
職場が制度を取得しにくい雰囲気だった	30.3%
業務が繁忙であった	29.7%
配偶者等、自分以外に育児をする人がいた	29.4%
職場や同僚に迷惑をかけたと思った	25.1%
収入が減り、経済的に苦しくなったと思った	22.0%

厚生労働省「平成23年度育児休業制度等に関する実態把握のための調査研究報告書」

総務省「平成22年国勢調査」

県内では約6万人の女性が就業を希望しており、特に20代、30代が多い。
男性労働者が育児休業を取得しにくいのは職場の雰囲気によるところが大きい。